

重要事項説明書

(指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

お客様に対する福祉用具貸与サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第216条、第8条に基づいて、当事業者がお客様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	高住研キヨタ株式会社
所在地	神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21
代表者氏名	代表取締役 坂巻 道修
設立年月日	平成14年5月1日
電話番号	045-507-7331
ホームページアドレス	http://kojukenkiyota.com

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所

(1) 事業所の所在地等

事業所名	高住研キヨタ株式会社横浜店
所在地	神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21
電話番号	045-507-7333
FAX番号	045-983-6776
事業所番号	1473300414
管理者	小泉 洋
サービスを提供できる地域	横浜市・川崎市・相模原市・町田市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的
指定福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習を終了した者が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具・介護予防福祉用具を提供することを目的とする。

運営の方針
1. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者がある有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来る様、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図りその機能訓練等に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図る。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、区市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
4. 前3項のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 当事業所の職員体制

職名	担当	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者		1名		あり	1名	福祉用具専門相談員及び業務の管理
福祉用具専門相談員	福祉用具	9名	なし	なし	9名	福祉用具貸与の提供にあたる
	住宅改修	4名	なし	なし	4名	主に住宅改修の提供にあたる
	事務	5名	なし	なし	5名	主に請求管理を担当
合計		19名	-	-	19名	-

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日、祝日、年末年始
営業時間	9:00～18:00

3 提供するサービスの内容及び費用

(1) 取扱品目

品目	種類	利用料(月額)	自己負担
車いす	自走型、介助型、電動タイプ	2,000円～	200円～
車いす付属品	クッション、テーブル、他	1,000円～	100円～
特殊寝台	1モーター、2モーター、3モーター	5,000円～	500円～
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール、他	250円～	25円～
床ずれ防止用具	エアーマット、体圧分散マットレス、他	5,000円～	500円～
体位変換器	エアーマット、他	1,500円～	150円～
歩行器	固定歩行器、交互歩行器、他	1,500円～	150円～
歩行補助杖	四点支持杖、ロフトランドクラッチ	1,000円～	100円～
手すり	トイレ用手すり、他	1,820円～	182円～
スロープ	段差解消スロープ	4,000円～	400円～
移動用リフト	昇降いす、車いす用電動昇降機、他	10,000円～	1,000円～
認知症老人徘徊感知器	センサーマット、他	5,140円～	514円～
自動排泄処理装置	尿吸引器、他	8,000円～	800円～

別途カタログにて商品ごとの利用料を掲載しております。

4 利用料金

(1) 利用料

福祉用具のレンタル料金及び利用者負担額（介護保険を適用する場合）については、別添のカタログ（目録）及び「福祉用具レンタルサービス契約書」のとおりとし、当該指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

(2) 特別な運搬にかかる費用

福祉用具の搬入・搬出に次の措置が必要な場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対して事前に文書（見積書）で説明し同意を得て、実費をご負担していただきます。

(3) 交通費

上記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方は、専門相談員が訪問するための交通費の実費をあらかじめ利用者またはその家族に対して事前に文書（見積書）で説明し同意を得て、ご負担していただくことになります。

(4) 料金の支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、23日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、基本的に利用者指定口座からの自動振替となります。

(5) その他

正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から14日以内に支払がない場合には、サービスの提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ア まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。
- イ サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。
- ウ お届けの日時や場所のご希望をお聞きし、ご相談の上、決定いたします。
- エ レンタルサービス導入時に、取扱説明及び事故防止の観点でのご注意を説明させていただきます。
- オ 定期的に（6ヶ月に1度）電話または出張にて使用状況の確認、点検をさせていただきます。
- カ 商品に異音、故障、不具合等が生じた場合は、早めにご連絡をお願いします。

(2) サービスの終了

- ア お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ウ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・お客様が亡くなられた場合
- エ その他
お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

【事業者の窓口】	所在地 神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21
高住研キヨタ株式会社横浜店	電話番号 045-507-7333 FAX 045-983-6776
担当 小泉 洋	受付時間 9:00～18:00

(2) 苦情処理体制

苦情受付 ⇒ 事実確認 ⇒ 対応結果・経過 ⇒ 業務改善

(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 横浜市介護事業指導課 045-671-2356
- ・ ●●区高齢・障害支援課 045-***-****
- ・ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係 045-329-3447/0570-022-110(ナビダイヤル)

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

保険名：賠償責任保険

保障の概要：限度額1事故につき5,000千円

9 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

10 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：小泉洋
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

11 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

12 その他運営についての重要事項

研修 1. 事業所は福祉用具専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

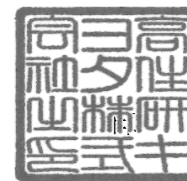
- ①採用時研修 採用事後3ヶ月以内
- ②継続研修 年2回

令和 年 月 日

福祉用具の貸与にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業所
所在地
説明者
氏名

高住研キヨタ株式会社横浜店
神奈川県横浜市緑区いぶき野1-21



私は、本書面により、事業者から福祉用具貸与についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

ご利用者
住所
氏名

(代理人) 住所
氏名
続柄